

次回は令和5年度最終受付となります！

お子様がJR烏山線で通学している方必見！

通学定期券購入費の一部を補助します！

小中学生
も対象！



那須烏山市では、JR 烏山線の利用向上及び県立烏山高等学校への入学者の確保を目的に、JR 烏山線を利用して烏山高等学校及びその他の小中高等学校等（以下、「高等学校等※」という。）に通学する児童生徒の保護者に対し、定期券購入費のうち JR 烏山線区間に係る費用の一部を補助します。

制度の詳細や申請書のダウンロードは市 HP で！



<https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp/page/page004210.html>



R5.6月から対象者が小中学生まで拡大となりました！



補助対象者

- 市内在住で JR 烏山線区間を利用して市内外の高等学校等へ通学する児童生徒の保護者
- 市外在住で JR 烏山線区間を利用して市内の高等学校等へ通学する児童生徒の保護者

※高等学校等とは？

学校教育法に規定する小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校(第1学年～第3学年)・専修学校(高等課程)

■申請・問合せ先 那須烏山市まちづくり課地域づくりグループ ☎0287-83-1151

JR烏山線通学定期券購入費補助金制度概要

1 補助期間

2023(令和5)年4月1日から2024(令和6)年3月31日の全部または一部を含んでいるもの。
(令和5年度から令和7年度までの3年間実施予定)

2 補助金額

定期券の購入費の4分の1の額を補助(100円未満は切り捨て)
※JR烏山線の烏山駅から宝積寺駅までの運行区間に限ります。

購入した定期券
(1カ月・3カ月・6カ月)
の1/4で算出

例: 烏山駅~氏家駅までの定期券を購入(3カ月定期 21,910円)

⇒補助対象は烏山駅から宝積寺駅までの定期料金で算出(補助額 $21,390円 \times 1/4 = 5,300円$)

3 申請に必要な書類

- ① JR烏山線通学定期券購入費補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)
- ② 有効期限切れ(利用済み)の通学定期券の写し
- ③ 申請者の身分証明書(本人確認書類)の写し
- ④ 高等学校等に在学していることの証明の写し(生徒手帳、学生証、在学証明書等)
- ⑤ 申請者名義の振込先金融機関の通帳の写し

今年度2回目以降の提出の際は
①②のみ提出!

4 申請期間・申請方法

申請は年4回、四半期ごとに受付をしますので、それぞれの申請期間に『申請月に有効期限を迎える定期券』と必要書類を添えて市まちづくり課へ申請してください。(平日 8:30~17:15 木曜 19:00)

第1回 ~~7月3日(月)~7月14日(金)~~ 終了しました

第2回 ~~10月2日(月)~10月13日(金)~~ 終了しました

第3回 ~~1月4日(木)~15日(月)~~ 終了しました

第4回 3月1日(金)~15日(金)

※令和5年度分(現在の学年)で使用する定期券分。(4月上旬くらいに有効期限を迎える定期券)

※高校3年生は3月分までが補助対象となります。

《注意事項》

○JR烏山線区間以外の区間が含まれる定期券の場合は、当該区間外の定期券相当額を除き補助対象経費を算出します。

○定期券の有効期間に補助金の対象年度以外の期間または児童生徒が高等学校等に在籍しない期間が含まれる場合は、当該期間を除き補助対象経費を算出します。

○国、県その他の地方公共団体及び市の補助金等の交付の対象となる経費は除きます。

○定期券の更新の際は古い定期券は回収となりますので、必ず更新前の定期の写し(写真可)を保管しておいてください。